

令和7年度 第5回天童市農業委員会総会 会議録

令和7年8月13日（水）午前10時 第5回天童市農業委員会総会を農業センター大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	仲 野 真	2番	齋 藤 照 一
3番	五十嵐 晋	4番	清 野 貢 市
5番	矢 野 美佐子	6番	今 野 滋
7番	三 宅 藤 義	8番	高 橋 昭 義
9番	白 田 好 之	10番	大 石 吉 隆
11番	山 崎 紀 子	12番	小 川 晋
13番	武 田 仁	14番	五十嵐 慶 一
15番	須 藤 隆 司	16番	富 樫 秀 幸
17番	松 田 康 政	19番	佐 藤 悦 雄

2 欠席委員

18番 荒 沢 亨

3 出席事務局職員

事務局長補佐	澤 章 子	副 主 任 事	小 川 順 一
主 事	海老名 美 咲	主 事	花 輪 大 夢

4 議 事 日 程

第1 農業委員憲章朗読

第2 開 会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告

農業振興常任委員長

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

第6 議 事

承認第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

承認第7号 農地の使用貸借の合意解約について

議第12号 農地法第3条の規定による許可について

議第13号 農地法第4条の規定による許可について

議第14号 農地法第5条の規定による許可について

議第15号 令和7年度第4回農用地利用集積等促進計画に対する意見について

第7 閉 会

5 議 事 録

午後10時 開会

議 長 ただ今より、去る8月6日付け天童市農業委員会告示第9号をもって招集した、令和7年度第5回天童市農業委員会総会を開会します。

 本日の総会に欠席の委員は、

 18番 荒沢 亨 委員

 以上1名であります。本日の総会の出席委員数は、委員19名中、18名で定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

 本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第5の事務処理報告は読上げを省略し、日程第6の議事のうち議第12号及び議第15号は、集約説明とします。

 本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議はございませんか。

 (異議なしの声)

議 長 御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

 17番 松田 康政 委員

 1番 仲野 真 委員

 両委員にお願いします。

議 長 日程第4 委員長の報告を求めます。

松田委員 はい。それでは私のほうから報告いたします。本日、午前9時15分から第2回農業振興常任委員会を開催し、令和8年度に向けた天童市農林業施策に関する意見書について協議したほか、9月に実施予定の稲作作柄視察について協議いたしました。稲作作柄視察につきましては、後ほど農地最適化調整会議にて御協議をお願いいたします。以上、報告いたします。

議 長 日程第5 事務処理報告を求めます。澤事務局長補佐。

事務局長補佐 はい。それでは、総会次第の1ページ、事務処理報告を御覧ください。

7月14日開催の令和7年度第4回総会后、本日総会までの事務処理報告となっております。御確認をお願いいたします。

続きまして、総会資料を御覧ください。

1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答（報告）」です。件数5件、合計面積1,710.00㎡でございます。

次のページ、2ページでございます。2ページ、「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」です。件数11件、合計面積58,538.00㎡でございます。

5ページを御覧ください。5ページ、「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数1件、面積125.80㎡です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局長補佐から事務処理報告がありましたが、皆様から質問等はございませんか。

（質問なし）

議 長 質問等がございませんので、事務処理報告を終了します。

議 長 日程第6 議事に入ります。

承認第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上

程します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。承認第6号、農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。今回は3件でありまして、畑3件、合計で2,935㎡になっております。解約事由については耕作目的での別の者への売却、貸付、また、工業団地整備に伴うための用地買収のためとなっております。以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
承認第6号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、承認第6号は承認することに決定しました。

議 長 承認第7号「農地の使用貸借の合意解約について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。すみません。承認第7号、農地の使用貸借の合意解約についての2件について御説明申し上げます。1番については住所が違っておりますが、もともと同じ世帯ということであります。2番目についても同じ世帯でありまして、1番目については別の者に貸付、2番目については別の者に売却となっております。1番目については後ほど出てきますが、親子間での使用貸借をやめて、法人のほうに貸し付けるということになっております。以上です。あ、ごめんなさい、面積は合計で10,544㎡となっております。以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
承認第7号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、承認第7号は承認することに決定しました。

議 長 議第12号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議第12号、農地法第3条の処理状況を見ていただきたいと思います。
(1) 所有権を移転するものということで、売買4件、2,856㎡となっております。(2) 賃貸借権を設定・移転するものについては、設定が1件、842㎡となっております。(3) 使用貸借権を設定・移転するものといまして、設定が1件、2,532㎡となっております。いずれも畑となっております。以上、概要について御説明申し上げました。
以上です。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、松田委員。

松田委員 はい。私のほうから1番について御説明申し上げます。■■■■さんの娘さんであります寒河江に嫁いでいる■■■■さんは、4年前に新設農家として承認されております。今回、規模拡大ということでの使用貸借となります。何ら問題ないと思われれます。よろしくお願いいたします。

議 長 2番、五十嵐慶一委員。

五十嵐慶一委員 はい。私のほうから2番、3番、関連ありますので続けて御説明します。受人の■■■■氏は数年前からこの土地を所有して、仮登記の状態になっておりました。それを、そして自家用の野菜畑として使用しておりました。それをこの度、本登記にするためにこの申請にあがったものです。特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 4番、今野委員。

今野委員 はい。4番ですが、受人の■■■■さんは、まだ若手のバリバリの農業者でありますので、経営規模を拡大するということでもありますので問題ないというふうに思います。

議 長 5番、武田委員。

武田委員 はい。5番と6番とになります。2つの事案も事由のとおり問題ないと思われれます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。

(質問なし)

お諮りいたします。

議第12号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第12号は、許可することに決定しました。

議長 議第13号「農地法第4条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議第13号、農地法第4条の規定による許可について、御説明いたします。総会資料10ページを御覧ください。次第に沿って御説明します。

番号1、大字山元字野村 [REDACTED]。地目 台帳、現況ともに畑。面積3,454㎡の内、716.90㎡。農地区分 農用地。申請人に関しては記載のとおりになります。使用目的 米倉庫 190.18㎡です。

番号2、大字山元字南前田 [REDACTED]。地目 台帳 田、現況 畑。面積319㎡。農地区分 2種。申請人は記載のとおりになります。使用目的 戸建住宅 66.24㎡となります。

また、案内図のほうですが、総会資料11ページのほうに記載しておりますのでそちらを御覧ください。以上です。

議長 本日の地区担当の荒沢委員が欠席の為、地区担当農業委員の説明を省略します。調査会委員の説明を求めます。

武田仁委員。

武田委員 はい。1番の案件でございますが、米倉庫を作るということで出ております。最初にですねちょっと砂利を敷いてしまって、ちょっとフライングしたところがございましたけれども、農業委員会の指導のもと、一旦砂利を撤去していただいて、正式に申請されたというような状況でございます。2番の案件でございますけれども、事由のとおり問題ないと思われませんが、地図を御覧になっていただくと分かりますが、住宅が近隣に隣接している所もあり、致し方ないと思われれます。慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
 (質問なし)

議 長 お諮りいたします。
 議第13号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
 (異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第13号は許可することに決定しました。

議 長 議第14号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。
 事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。議第14号、農地法第5条の規定による許可について、御説明
 いたします。総会資料12ページを御覧ください。次第に沿って御説
 明します。

 番号1、大字老野森字糠塚 。地目 台帳、現況ともに畑。面
 積442㎡。農地区分 3種。譲受人、譲渡人に関しては記載のとおりで
 す。契約内容 所有権。使用目的 駐車場 442㎡。

 番号2、大字大清水字共和 。地目 台帳、現況ともに畑。面
 積515㎡。農地区分 3種。譲受人、譲渡人に関しては、記載のとおり
 になります。契約内容 使用貸借権。使用目的 専用住宅 110.55㎡。

 番号3、大字干布字奈良沢 、外2筆。地目 台帳、現況とも
 に畑。面積822㎡。農地区分 3種。こちらも譲受人、譲渡人は記載の
 とおりになります。契約内容 賃借権。使用目的 資材置場 285㎡と
 なります。

 また、総会資料13、14ページに今回の申請地の案内図を添付して
 おりますので御確認ください。以上です。

議 長 続いて地区担当農業委員の説明を求めます。
 1番、仲野委員。

矢野委員 すみません、私のほうから。はい、今回私のほうが担当いたしました。
 13ページの1番の地図見ていただくと分かるように、譲受人であり
 ますカーサービス山形天童支店のちょうど裏側、うーんと東側にあた
 る土地です。周囲を住宅、倉庫、駐車場とぐるり宅地に囲まれている

状態で、転用やむを得ないような状況が見受けられました。以上です。

議 長 2 番、清野委員。

清野委員 はい。貸人と借人の関係ですけれども、借人は貸人の孫にあたります。場所としては住宅地に囲まれた場所になっておりますので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 3 番、今野委員。

今野委員 はい。3 番ですが、地図を見ていただくと分かるように、周りを住宅と市道に囲まれているような場所でありますので、許可やむなしかないというふうに判断をいたしております。ただ、この借人の光電の原田さん、光電というのは家電製品を取り扱っている会社ということで、現在尾花沢市の住所になってますが、主にはもう山形にお住まいで、仕事をしているというような状況だそうです。仙台等にも出かけるようなことがあるということで、交通のいい天童市に資材置場を設けたいというようなことであります。ただ、どのような資材置場になるのか、ただ放置されるようなことにならないのかどうか、これは担当委員として今後監視していきたいというふうに思っております。以上です。

議 長 続いて調査会委員の説明を求めます。

武田仁委員。

武田委員 はい。1 番のほうから。8 月の 5 日にですね、私と五十嵐委員のほうで調査に行ってまいりました。1 番についてはですね、矢野委員からの御説明のとおりですね、カーサービス山形さんの駐車場、あと会社の建物のすぐ裏側ということで、車の御商売されているというところもございまして、敷地をもう少し広くしたいというような感じで、これは致し方ないかと思われま。2 番の案件ではございますけれども、これも御家族の方との使用貸借権ということで問題ないかと思われま。近隣にも住宅がございまして、致し方ないと思われま。3 番の案件でございまして、家電製品を販売するような業者でして、その業者さんのいらなくなった家電を置いておきたいというような要望がございまして、野ざらしで野積みされていろいろ危険物とか置か

れてしまいますと、近隣に幼稚園とかもございますし、小さい子供たちもいたり、保護者の方も車で来たりしますので、なるべく野ざらしとかならないような、できれば屋根付きとかブルーシートでもするとか、そういうところの置き方、モラル関係を地元の農業委員さんのほうから半年ぐらいとか1年、少し継続的に見ていただければいいかなというような感じがいたしました。この案件も致し方ないと思われます。慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
議第14号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第14号は許可することに決定しました。

議 長 議第15号「令和7年度第4回農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議第15号、令和7年度第4回農用地利用集積等促進計画に対する意見について御説明いたします。総会資料の15ページを御覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により農用地利用集積等促進計画の権利設定をするため、同条第3項の規定により、当農業委員会に意見の求めがあったものです。

16ページから20ページが権利の設定の詳細です。続いて、総会次第の4ページを御覧ください。設定する権利の内容を集約したものです。新たに利用権を設定するものについて、合計面積59,613㎡、出し手28件、受け手4件、筆数は40件です。説明は以上です。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等ございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
議第15号は、原案のとおり権利設定することに御異議ございませ

んか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第15号は、原案のとおり権利設定することに
「異議なし」として意見することに決定しました。

議 長 本日の議事はすべて終了しました。
以上をもちまして、令和7年度第5回天童市農業委員会総会を閉会
します。

午前10時30分 閉会
